

Democracy for Teachers and Children～「君が代」調教やめて～
との協議等議事録（要旨）

教育委員会事務局

- 1 日 時 令和7年2月19日（水）午前10時 ～ 正午
- 2 場 所 大阪市役所地下1階 第1 共通会議室
- 3 団 体 名 Democracy for Teachers and Children～「君が代」調教やめて～
- 4 協議等の趣旨 卒業式の名称及び卒業式における「君が代」の歌唱指導について
- 5 出 席 者
(団体側)
代表者 他7名
(本 市)
教育委員会事務局 3名
- 6 議 事
(1) 卒業式の名称について（項目番号1）

団体要望概要

- ・教育委員会から学校に対し、「卒業証書授与式」という名称を使用しないよう学校に通知してほしい。
- ・名称の決定は校長が行っているということであれば、各学校に「卒業証書授与式」という名称を使用しないよう要請してほしいということか。
- ・現場の教員が歴史的な経過を理解したうえで「卒業証書授与式」という名称を使用しているのか。歴史的な経過を理解したうえで名称を決定するよう、教育委員会がそれを伝えるべきではないか。（意見のみ）
- ・教育委員会に対し「卒業証書授与式」という名称を使用しないよう要請があり、教育委員会に名称を限定する権限はないことから、各学校の校長が名称を決定しているということ、各学校に周知してほしい。（意見のみ）
- ・今回の要望及びその対応について、各校とやり取りする各教育ブロックの指導主事には共有しているのか。
- ・名称について、今回の要望を受けて指導部ではどのような確認をしたのか。
- ・卒業式はこども達が主役である。「卒業式」はこどもが主語で、「卒業証書授与式」は校長が主語である。本来は、校長中心の式典はおかしい、こども中心であるべきなので名称は「卒業式」を使用すべき。（意見のみ）
- ・このような形で卒業式の名称について問題提起されている以上、子どものための卒業式と思うなら、見直すべき課題であると認識してほしい。（意見のみ）
- ・不登校の児童・生徒にとっては、「卒業証書授与式」という名称が参加しづらく

なる一因にもなっていると考え。(意見のみ)

本市説明概要

- ・文部科学省から名称を限定させるような通知は無いことから、教育委員会に名称を限定する権限はない。
- ・各学校へ使用しないように要請しても、逆に現場が困惑するだけである。
- ・各教育ブロックの総括指導主事へ共有している。
- ・卒業式の名称について、文部科学省へ現在の認識を確認したが明確な答えは得られなかった。過去に「卒業証書授与式」という名称が使用されていたことは文献等により確認したが、現在「卒業証書授与式」が使用されている学校がある理由についてはわからない。

(2) 「君が代」指導について(項目番号2)

団体要望概要

- ・「君が代」の斉唱指導が子どもの権利条約に違反しているという意見に対する教育委員会の見解を教えてほしい。
- ・「君が代」斉唱に関する過去の判例についての教育委員会の見解を求める。
- ・「君が代」の斉唱指導に当たり、教育委員会として留意すべきであると考えているか。
- ・こどもが「君が代」を歌いたくない、起立したくないという意見を表明するためには、「君が代」に関する情報を提供する必要がある、教育委員会にはその責任があると考え。(意見のみ)
- ・「君が代」は、もともと天皇の世の中がいつまでも続きますようにという天皇をたたえる歌であり、なぜ天皇のためにと思っている人が少なからずいるという事実がある。(意見のみ)
- ・今は国の繁栄を願うとなっているが、歴史的背景をふまえたうえでどのような指導をしているのかを教育委員会に尋ねているが、学習指導要領のみをもって説明することは、子どもの権利条約を無視していることというふうに感じる。(意見のみ)
- ・卒業式で教職員が全員日の丸に向かって起立して斉唱することにより、(起立・斉唱を強制する)空間を作り出していることが、子どもの権利条約違反と考える。(意見のみ)

本市説明概要

- ・「君が代」の斉唱指導については、学習指導要領に基づき各学校において適切に指導されているという認識である。
- ・教育委員会は、司法の判断について見解を述べる立場にないという認識である。
- ・国歌については、学習指導要領の小学校「社会」及び「音楽」に記載があり、教育委員会としては、各学校において適切な教育課程が編成されることが大切であると認識している。